

6-11 建築物省エネ法に基づく適合性判定・届出について

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律に基づく適合性判定・届出

1. 建築物省エネ法（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律）とは？

社会経済情勢の変化に伴い、建築物におけるエネルギーの消費量が著しく増加していることに鑑み、建築物のエネルギー消費性能の向上を図る法律が制定されました。これに伴い、平成29年4月から同法による適合義務や届出等の規制措置が施行されました。

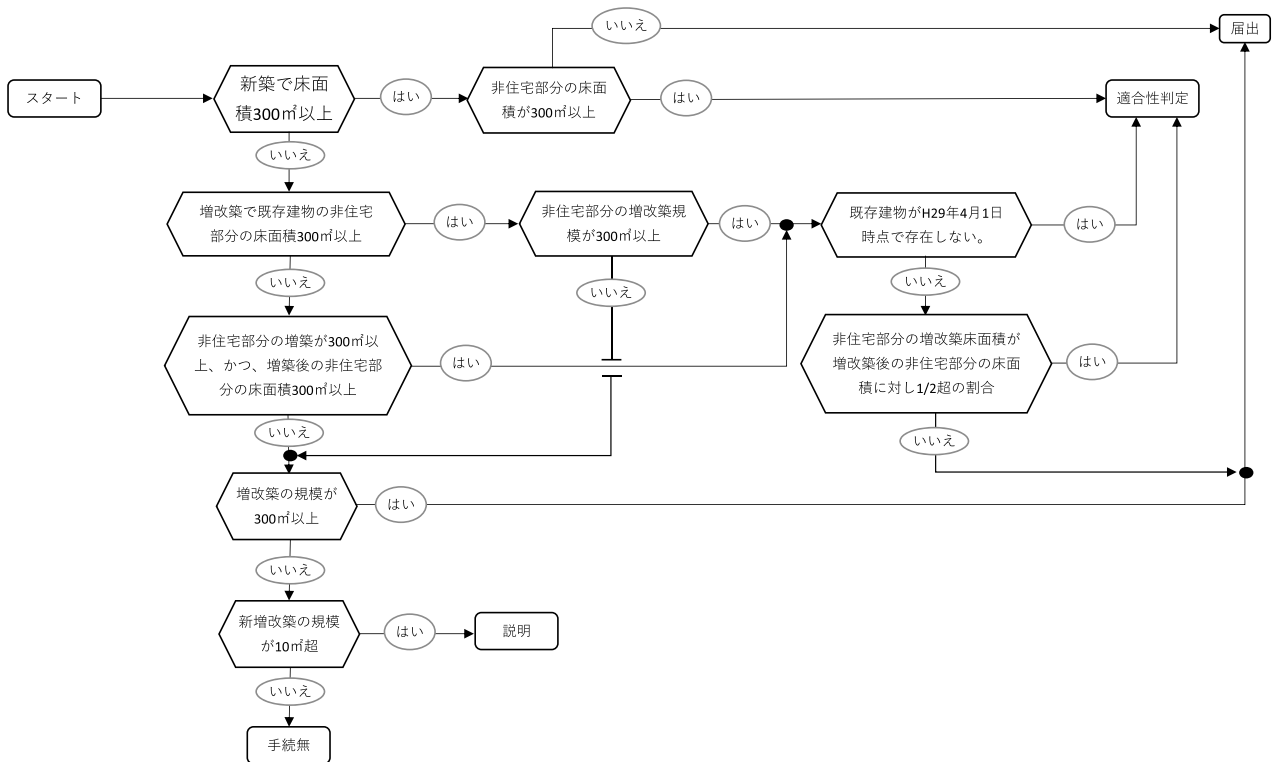
2. 適合性判定または届出

建築主は、建築物の新築・増改築を行う場合、その用途や規模に応じて、建築確認申請時等における建築物エネルギー消費性能基準への適合性判定や、建築物の省エネ計画に係る届出（工事に着手する日の21日前までに所管行政庁に提出）が必要になります。

令和7年度にすべての新築住宅・非住宅建築物が基準適合義務となる予定です。

令和6年度末をもって、届出制度は廃止の予定です。

※適合性判定及び届出の手続きの要否は以下の図を参考にしてください。



- 延べ面積が10,000㎡を超える建築物については東京都にご相談ください。
- 詳しい内容や提出に用いる様式については国土交通省や区のホームページをご覧ください。
- 令和4年11月7日に改正法が施行され、様式が変更されましたので、ご注意ください。
- 令和7年度から予定されている基準適合義務化は、工事着手日が施行日以降の場合に適用されます。施行日前に届出済や、届出対象外であっても、着手が施行日以降となると基準適合義務対象となりますので、ご注意ください。

担当	都市整備政策部 建築審査課 設備審査担当 電話番号 03-6432-7170 ファクシミリ 03-6432-7985
----	---------------------------------------------------------------